

令和7年度
広島県年間交通安全推進施策
実施要綱

第73回交通安全ポスター・作文コンクール
ポスターの部 広島県知事賞



【福山市立松永小学校 1年 佐藤 実侑さん】

令和7年広島県交通安全年間スローガン

「てをあげてくるまにおしらせ ぼくはここ」



広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人 広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

広島県交通対策協議会

令和7年度 広島県年間交通安全推進施策実施要綱

第1 目 的

この実施要綱は、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」を実現するため、当該年度の交通安全推進重点施策を定めて、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にするとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

第3 主 催

広島県交通対策協議会

広島地方検察庁、中国運輸局、第六管区海上保安本部、広島労働局、中国地方整備局、広島県、広島県教育委員会、広島県警察、広島県市長会、広島県町村会、広島市、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、広島県道路公社、広島高速道路公社、(公財)広島県交通安全協会、(一社)広島県安全運転管理協議会、(一社)広島県指定自動車学校協会、広島県交通安全母の会、広島県二輪車普及安全協会、(一社)日本自動車連盟広島支部、(公社)広島県バス協会、(一社)広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、(公社)広島県トラック協会、(公財)広島県老人クラブ連合会、自動車安全運転センター広島県事務所

第4 重点項目

- 1 歩行者の安全な通行の確保
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶
- 4 自転車等の安全利用の推進

第5 重点項目にかかる推進施策

1 歩行者の安全な通行の確保

歩行者の交通安全意識の向上を図り、歩行中における安全行動を促進するとともに、子供、高齢者及び障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上を図るため、次の項目を推進する。

(1) 歩行者の交通安全意識の向上

ア 安全な道路横断の周知徹底等、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に関

する交通安全指導、保護・誘導活動の推進

- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知を図る。さらに、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等の推進
- ウ 夕暮れ時や夜間における歩行中の反射材用品の着用やLEDライト携行等の広報啓発活動の推進

(2) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛けの推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守を徹底させるため、交通ルールの再認識を図るなど、交通安全教育や広報啓発活動等の推進
- ウ 子供、高齢者及び障害者の特性に関する理解を促進し、歩行者に対する保護意識を向上させるための広報啓発活動の推進
- エ 車両の早めのライト点灯、ハイビームの活用及び自転車のライト点灯を促進する「点ける  広島県」ライト点灯運動の推進

(3) 通学路等における安全な通行の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通安全意識の高揚を図り、車両運転中、歩行中における安全行動を促進するとともに、高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の事項を推進する。

(1) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解を促すための交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術等搭載したサポートカーの普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 運転免許証の自主返納制度の周知と返納者への支援措置及び安全運転相談窓口の周知等、運転免許証を返納しやすい環境の整備促進

エ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
オ 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

(2) 高齢者の歩行中の交通事故防止

ア 高齢者の行動特性等への理解を促進し、高齢者に対する保護意識を醸成する広報啓発活動の推進
イ 歩行中の「横断違反」による交通死亡事故が多いことを踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育の推進

3 飲酒運転を始めとする危険運転の根絶

飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立と社会環境づくりを推進するとともに、悪質・危険な妨害運転を根絶するため、次の項目を推進する。

(1) 飲酒運転の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくりの促進
イ 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動等による運転者への酒類提供禁止の徹底
ウ 広島県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、アルコール依存症や多量飲酒等、飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応、相談窓口の周知
エ アルコール摂取が車両の運転に及ぼす影響やアルコールの分解消化に要する時間など、アルコールに関する正しい知識と理解を深める運転者教育の促進
オ 飲酒運転の罰則、行政処分とともに、飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供、車両貸与、同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
カ 飲酒を伴う会合等の主催者（責任者）や施設管理者等に対して、自主的な飲酒運転防止対策を促す啓発活動の推進
キ 事業者における飲酒運転根絶に向けた運転者教育、点呼時等におけるアルコール検知器の使用や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底等、飲酒運転ゼロを目指す自主的な取組の促進
ク 飲酒運転の悪質性・危険性を認識するため、視聴覚教材や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育の推進
ケ 毎月20日の「飲酒運転根絶の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

(2) その他の危険運転の根絶

ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則や行政処分についての広報啓発の推進

イ 著しい速度超過、逆走などの重大事故を引き起こしかねない危険な運転行為を防止するための広報啓発の推進

ウ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 自転車等の安全利用の推進

自転車等利用者の交通事故防止とともに、自転車等利用時における交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、危険・迷惑行為を防止するため、次の項目を推進する。

(1) 自転車の交通ルール等の周知と遵守の徹底

ア 全ての自転車利用者に対して、自転車は「車両」であるという認識と、「自転車安全利用五則」等を活用した正しい交通ルールの周知及び交通安全教育等の充実による、運転者としての規範意識の向上

イ 自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底

ウ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、自転車の運転中における携帯電話使用等、いわゆる「ながらスマホ」や飲酒運転の禁止、夜間の無灯火走行、二人乗りや並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

エ 傘差し運転や片手運転、イヤホン等を使用して周囲の音を聞くことができなくなるような状態での運転の危険性の周知と指導の徹底

オ 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

カ 交通違反の罰則や交通事故の発生リスク、自転車運転者講習制度の周知

キ 令和6年5月公布の道路交通法の一部を改正する法律により、公布から2年以内に施行される自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の適用等、新たな規定の施行を見据えた広報啓発の推進

(2) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

ア 全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のヘルメット及びシートベルト着用の徹底に向けた広報啓発の推進

ウ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の推進

エ 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく、自転車損害賠償責任保険等への加入義務について、具体的な交通事故事例を示すなど、同保険等への加入促進に向けた広報啓発

の推進

(3) 毎月1日の「自転車安全利用の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

(4) その他小型モビリティに関する安全利用の推進

ア 特小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底

イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全な利用についての広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイク等の利用者自身が運転しようとする車両区分を正しく認識し、その車両区分に応じた交通ルールを理解して遵守するための広報啓発の推進

第6 具体的推進事項

推進機関等	推 進 事 項
主催機関・団体	<ol style="list-style-type: none">1 相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。2 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来 of 活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法による取組を更に推進するものとする。さらに、重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、積極的に連携して行うものとする。3 テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、施策を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。4 所属の全職員に対し、施策の目的を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的

<p>県・市区町</p>	<p>な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p> <p>次のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の施策を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域、家庭等における活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催 (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消 (3) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践 (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進 (5) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実 2 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践 (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消 3 中学校、高等学校、大学等における活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導 (2) 地域の交通安全啓発活動への参加促進 4 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導 (2) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消 5 職域における活動
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催 (2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知 (3) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践 (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行 (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 (6) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進 (8) 安全運転管理者、運行管理者等によるドライブレコーダーなどを活用した交通安全指導の徹底
--	--

第7 各種運動の名称、期間

1 令和7年広島県交通安全年間スローガン

『 てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ 』

2 期間を定めて実施する運動

名 称	運動の期間
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間
自転車マナーアップ強化月間	5月1日(木)～5月31日(土)までの1か月間
広島県夏の交通安全運動	7月11日(金)～7月20日(日)までの10日間
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)までの10日間
年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動	12月1日(月)～12月10日(水)までの10日間

※ 各季の運動実施要綱については、その都度、決定・作成し、広島県ホームページの「交通安全お助けサイト」へ掲載する。

3 交通安全運動の協賛・後援 別記のとおり

4 日を定めて実施する運動

名 称	運 動 日
広島県交通安全日	毎月 1 日
自転車安全利用の日	毎月 1 日
高齢者の交通安全の日	毎月 10 日
飲酒運転根絶の日	毎月 20 日

※ 広島県交通安全日については、その日が土・日曜・祝日等休日に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

交通安全運動協賛・後援団体

(順序不同)

協 賛 団 体

陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島支部	建設業労働災害防止協会 広島県支部	広島県経営者協会
広島県観光連盟	広島県労働基準協会	広島県商工会連合会
広島県PTA連合会	日本損害保険協会 中国支部	広島県商店街振興組合連合会
中国地方鉄道協会	広島県公民館連合会	広島弁護士会
広島地方通運業連盟	広島県地域女性団体 連絡協議会	日弁連交通事故相談センター 広島県支部
広島駐車協会	海上保安協会広島地方本部	日本郵便株式会社 中国支社
広島県レンタカー協会	中国旅客船協会連合会	広島県生活衛生 同業組合連合会
軽自動車検査協会 広島主管事務所	中国地方海運組合連合会	広島県石油商業組合
広島県生命保険協会	広島県ろうあ連盟	自動車事故対策機構 広島主管支所
日本道路交通情報センター 広島センター	広島県肢体障害者連合会	広島県飲食業 生活衛生同業組合
広島県自転車協同組合	広島県私立中学高等学校協会	広島県視覚障害者団体連合会
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県保育連盟連合会	広島県高速道路 交通安全協議会
広島県社会福祉協議会	広島県私立幼稚園連盟	ひろしまこども夢財団
広島県身体障害者団体連合会	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会	全標協広島県協会
広島県リハビリテーション協会	広島県消防協会	広島市地域女性団体 連絡協議会
広島県医師会	広島県青年連合会	広島市交通安全母の会
広島県歯科医師会	広島青年会議所	日本二輪車普及安全協会 広島支所
日本建設業連合会 中国支部	青少年育成広島県民会議	広島県小売酒販組合連合会
広島県公立高等学校長協会	広島県少年団体協議会	広島県商工会議所連合会
広島県高等学校PTA連合会	青少年赤十字 広島県指導者協議会	広島県人権擁護委員連合会
広島県農業協同組合中央会	広島県自動車教習所協会	広島県連合小学校長会
日本道路建設業協会 中国支部	全国共済農業協同組合連合会 広島県本部	マツダグループ交通安全 普及協会連合会
広島県建設工業協会	広島県公立中学校長会	日本スポーツ振興 センター広島支所
広島県土木協会	広島県中小企業団体中央会	広島県広島市道路利用者会議
広島県建設業協会連合会	広島県二輪自動車協同組合	広島県行政書士会

(75団体)

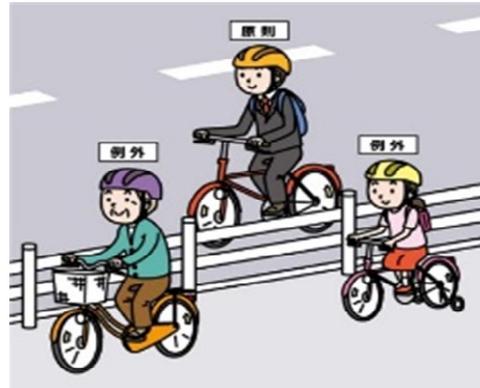
後 援 団 体

中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島総局	NHK広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中国放送	

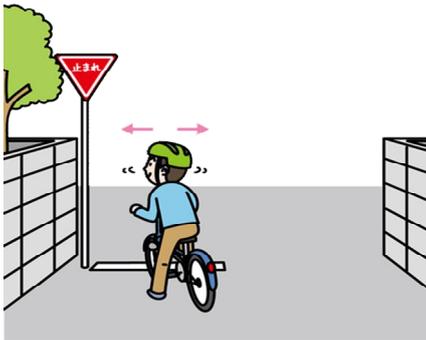
(17団体)

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



- ③ 夜間はライトを点灯



- ④ 飲酒運転は禁止



- ⑤ ヘルメットを着用



広島県交通対策協議会事務局

広島県 環境県民局 県民活動課内

電話：082-513-2723 FAX：082-227-2549

メールアドレス：kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp